



*自治体による公費負担がある場合は
当組合までご連絡ください。

*高額療養費には、世帯合算、高額介
護合算療養費制度などの軽減措置も
あります。詳しくは組合ホームページ
を参照ください。

1月から

自己負担限度額の

収入区分が3から5に

70歳未満の方の高額療養費の自己
負担限度額が、平成27年1月1日よ
り右ページの表のように変更されま
した。給付を収入に見合った額にす
るために、収入区分がこれまでの3
区分から5区分になっています。
(低所得者区分および70歳以上の自
己負担限度額は変更ありません)

限度額適用認定証で 窓口負担を軽減

当組合が発行する限度額適用認定
証を事前に医療機関等に提出するこ
とで、高額療養費は健保組合から医
療機関等に支払うことになり、みな
さんの窓口負担は自己負担限度額ま
でとなります。なお、限度額適用認
定証を利用する場合は、当組合に事
前申請が必要です。

付加給付は、当組合より別途支給
します。

今後予定または 検討されている制度改正

●後期高齢者支援金の 全面総報酬割

75歳以上の後期高齢者支援金の
健保組合の負担額は、20年度の制
度開始当初は加入者数に応じた額
(加入者割)でした。22年度に協
会けんぽの支援として収入に応じ
た負担とする総報酬割が一部導入
され、3分の1を総報酬割、3分
の2を加入者割となりました。こ
の総報酬割が全面導入されること
になり、段階的な実施や極端な負
担増となる組合等への軽減措置等
が検討されています。

●短時間労働者の適用拡大

28年10月から、短時間労働者の
健保組合への適用条件を「週30時
間以上」から「週20時間以上、年
収106万円以上」等に引き下げ
ます。併せて、負担増となる組合
等への軽減措置、任意継続被保険
者制度についても見直しが進めら
れています。

●被扶養者の認定基準の見直し

28年10月から、被保険者の兄弟
を被扶養者とする場合の同居要件
を廃止し、生計維持要件のみとし
ます。

●標準報酬月額表の改定

標準報酬月額表は現在、47等級
で最上位は121万円となっています。
政令における表の改定ルー
ルが緩和され、51等級・最上位
145万円に改定することが検討
されています。

●給付等の見直し

海外療養費：パスポートの写し、
海外の医療機関等に対して照会を
行うことの同意書などの追加提出
を検討。
傷病手当金・出産手当金：支給額
について直近の月の標準報酬日額
から直近1年間の標準報酬日額の
平均とすることを検討。